

## 議案第137号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、箱崎ふ頭に港湾施設としてROROターミナル上屋を設置することに伴い、その使用料の額を定める必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 荷さばき施設の表外貿コンテナ上屋の項の次に次のように加える。

R O R O ターミナル 上 屋	専用利用1月までごとに ただし、1月未満の日数については、15日までは半月分、15日を超えるときは1月分とする。	1,987,000円
-------------------------	---	------------

## 附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。